農地法第３条許可申請事務処理フロー図

農地法第３条許可申請書の提出

（必要書類）
① 許可申請書（１部）
② 申請地に係る公図（町民課）
③ 営農計画書
④ （法人の場合）法人の全部事項証明書及び定款
※ 戸籍の附票→譲渡人・貸人の現住所と
登記事項証明書の住所が違う場合
※ 契約書の写し→使用貸借・賃貸借の場合
※ 土地の全部事項証明書
（農業委員会で取得可能なため添付不要）

申請書の受付（毎月１０日まで）

※ 受付は毎月１０日まで受付したものが
２５日頃の定例総会で審議

総会において審査（毎月２５日頃）

※ 許可・不許可等の決定

許可指令書または不許可通知の交付（総会後）

※ 許可指令書は役場本庁または出張所で
申請者本人が受領

農地の利用開始（所有権移転登記を行う）